一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、稲沢市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市及びみよし市並びに愛知県丹羽郡大口町及び扶桑町、海部郡飛島村並びに額田郡幸田町

二　地域再生計画の名称　産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、稲沢市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市及びみよし市並びに愛知県丹羽郡大口町及び扶桑町、海部郡飛島村並びに額田郡幸田町の全域並びに名古屋市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府

二　地域再生計画の名称　京都府地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市及び木津川市並びに京都府乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町及び宇治田原町、相楽郡精華町、船井郡京丹波町並びに与謝郡与謝野町の全域並びに京都市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府相楽郡南山城村

二　地域再生計画の名称　自然が薫り　絆が生きる　自立するむら　～活き生き元気むらプロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　京都府相楽郡南山城村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第四百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　堺市

二　地域再生計画の名称　「匠の技が生きるまち堺」をめざして

三　地域再生計画の区域の範囲　堺市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第四百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊岡市

二　地域再生計画の名称　鞄の産地・豊岡　～人材育成による基盤産業の強化～

三　地域再生計画の区域の範囲　豊岡市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第四百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山市

二　地域再生計画の名称　まちなかこどもミュージアム計画～和歌山市駅周辺の賑わい創出～

三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第四百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県八頭郡八頭町

二　地域再生計画の名称　八頭町「大江ノ郷農業テーマパーク」創設計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県八頭郡八頭町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例（四の五⑩）及び6次産業化ネットワーク活動交付金（四の六）

○内閣府告示第四百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県真庭郡新庄村

二　地域再生計画の名称　「村民一家族の村」での子育てファミリー定住促進と村民の生活自立再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県真庭郡新庄村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第四百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　萩市

二　地域再生計画の名称　歴史・文化・自然を活かした観光のまちづくりによる萩の創生

三　地域再生計画の区域の範囲　萩市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第四百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三